

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市女性活躍推進事業者制度実施要綱第6条第3号の規定に基づき、豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク（以下「認証ロゴ」という。）の使用に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 認証ロゴは、別記のとおりとする。

(使用権限)

第3条 認証ロゴは、豊中市のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) 豊中市女性活躍推進事業者制度実施要綱により、認証された事業者
- (2) その他市長が認めた者

(使用承認の申込み等)

第4条 認証ロゴの使用を希望する者は、あらかじめ豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用承認申込書（様式1号。以下「申込書」という。）を市長あてに提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 国または地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌、インターネットメディア等において報道機関が報道目的に使用する場合
- (3) 機関紙や地域広報紙などにおける使用等、前号に規定する場合以外で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 前各号に規定する場合のほか、承認の手続きを必要としないと市長が認める場合

(使用承認の基準)

第5条 市長は前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、使用目的が適当と認めるときは、認証ロゴの使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要があると認める場合には、認証ロゴの使用法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、認証ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又はその恐れがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (3) 特定の政治的、思想的、宗教的主張を支援し、又は支援しているような誤解を与える恐れがある場合
- (4) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進するうえで支障となる恐れがある場合
- (5) 制作物等の販売価格が、認証ロゴの使用により高額となる場合
- (6) その他市長が使用について不相当であると認める場合

(使用の承認・不承認)

第6条 市長は第5条第1項に規定する審査の結果について、豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用承認通知書(様式第2号)(以下「承認通知書」という。)、又は豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用不承認通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用の承認を受けた者(以下、「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認通知書の使用条件に従って使用すること。
- (2) 使用の承認を受けた内容にのみ使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (3) 認証ロゴを商標登録しないこと。
- (4) 認証ロゴを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 認証ロゴを使用した制作物等は速やかに市長に提出すること。ただし、制作物等の提出が困難である場合は、その色、形状等を確認できる写真等の提出をもってこれに代えることができる。

(使用料)

第8条 認証ロゴの使用料は無料とする。

(使用期間)

第9条 認証ロゴの使用期間については、認証期間内とする。

(使用内容の変更)

第10条 使用者が、その使用内容の変更を希望する場合は、あらかじめ豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用変更申込書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用変更承認通知書(様式第5号)、豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用変更不承認通知書(様式第6号)により申込者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し等)

第11条 市長は使用者が次の各号のいずれかに該当するとき認められる場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反していると認められる場合
- (2) 偽りその他の不正な手段により使用の承認を受けたことが判明した場合
- (3) 使用者が第5条第1項に規定する条件に違反したと認められる場合
- (4) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) 前号各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取消したときは、豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用承認取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該使用の承認に係る制作物等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、使用の承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用の非独占性等）

第12条 この要綱による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とそるなど、独占して認証ロゴを使用する権利を付与し、かつ商品、使用者について、市の推奨及び後援を行うものではない。

（責任の制限）

第13条 認証ロゴの使用に関する事故、苦情に関しては、第6条の規定により使用承認通知書の交付を受けたものが一切の責任を負うものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

別記

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ

注) 原図はカラーである。



仕様

- ① 認証ロゴのデザイン及び色は、上図のとおりとする。ただし、モノクロ表示・印刷は可とする。
- ② 図の縦横比は変更してはならない。ただし、原図の縦横比のまま拡大、縮小は可とする。
- ③ 図の背景色は白に限らず変更できる。ただし、認証ロゴで使用している色と区別できる背景色であること。

年 月 日

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用承認申込書

豊中市長 宛

| 届出者 | |
|----------|--|
| 事業所・団体名等 | |
| 所在地 | |
| 代表者名 | |

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱第 4 条の規定により認証ロゴの使用について、承認を受けたいので申し込みます。

| 項 目 | 内 容 | | |
|--------------------|------------------------|--|-----|
| 使用分野・方法 | ① 物品 使用方法 () | | |
| | ② 印刷物 使用方法 () | | |
| | ③ 自社ホームページ 使用方法 () | | |
| | ④ その他 使用方法 () | | |
| 認 証 期 間 | 年 月 日～ 年 月 日 | | |
| 申し込みに関する 担当者連絡先 | 担当者 | | |
| | TEL | | FAX |
| | e-mail | | |

(様式第2号)

豊市人第 号
年 月 日

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用承認通知書

年 月 日付で申込のありました豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ（以下「認証ロゴ」という。）の使用について、下記のとおり承認しましたので豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 使用分野・方法
2. 認証期間
3. 使用条件
 - (1) 認証ロゴを使用する場合は「豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱」に規定される事項を遵守すること。
 - (2) 商標登録、意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録をしないこと。
 - (3) 認証ロゴによって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。
 - (4) 要綱第5条各号のいずれかに該当する場合は、認証ロゴの使用を制限する。
 - (5) 認証ロゴを用いた制作物等の完成品（困難な場合は写真等）を提出すること。

※豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申込書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。

※使用者が法人・団体の場合は役員名簿の提出を求めることがあります。

(様式第3号)

豊市人 第 号
年 月 日

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用不承認通知書

年 月 日付で申込のありました豊中市女性活躍推進事業者
認証ロゴの使用について、下記の理由により承認できませんので豊中市女性活
躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱第6条の規定により通知しま
す。

記

理由

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用変更申込書

豊中市長 宛

| 届出者 | |
|----------|--|
| 事業所・団体名等 | |
| 所在地 | |
| 代表者名 | |

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、使用の変更に当たっては、同要綱を遵守します。

記

※変更後の内容については、変更を希望する項目のみ記入してください。

| | | | | |
|--------------------|---------|---------------------------|-----|--|
| 変更後の内容 | 使用分野・方法 | ⑤ 物品 使用方法 () | | |
| | | ⑥ 印刷物 使用方法 () | | |
| | | ⑦ 自社ホームページ 使用方法 () | | |
| | | ⑧ その他 使用方法 () | | |
| 申し込みに関する 担当者連絡先 | 担当者 | | | |
| | TEL | | FAX | |
| | e-mail | | | |

(様式第5号)

豊市人第 号
年 月 日

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用変更承認通知書

年 月 日付で申込のありました豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ(以下「認証ロゴ」という。)の使用変更について、承認したので豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱第10条第2の項の規定により通知します。通知します。

なお、使用にあたっては、下記内容に留意のうえ、ご使用ください。

記

<注意事項>

- (1) 認証ロゴを使用する場合は「豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱」に規定される事項を遵守すること。
- (2) 商標登録、意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録をしないこと。
- (3) 認証ロゴによって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。
- (4) 要綱第5条各号のいずれかに該当する場合は、認証ロゴの使用を制限する。
- (5) 認証ロゴを用いた制作物等の完成品(困難な場合は写真等)を提出すること。

※豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申込書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。

※使用者が法人・団体の場合は役員名簿の提出を求めることがあります。

(様式第 6 号)

豊市人 第 号
年 月 日

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用変更不承認通知書

年 月 日付で申込のありました豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴの使用変更について、下記の理由により承認できませんでしたので豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

理由

(様式第7号)

豊市人第 号
年 月 日

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用承認取消通知書

年 月 日付で承認した豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴ使用承認について下記の理由により取消しますので豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴマーク使用に関する要綱第11条第2項の規定により通知します。

今後、当該承認に係る豊中市女性活躍推進事業者認証ロゴの使用はできません。

記

理由